

令和3年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月9日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第2号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書 (令和2年度豊頃町一般会計予算)
日程第 5		令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針の 説明
日程第 6	承認第6号	専決処分の承認 (令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第2号))
日程第 7	議案第24号	令和3年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)
日程第 8	議案第25号	令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第 1号)
日程第 9	議案第26号	令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第 1号)
日程第10	議案第27号	令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算 (第1号)
日程第11	議案第28号	豊頃町外通勤者助成金交付条例の一部改正
日程第12	議案第29号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第13	議案第30号	豊頃町立豊頃医院条例の一部改正
日程第14	議案第31号	豊頃町立大津診療所条例の一部改正
日程第15	議案第32号	物品の取得
日程第16	同意案第4号	豊頃町副町長の選任
日程第17		陳情の委員会付託
日程第18		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大谷 友 則 君	8番 中 村 純 也 君

9番 藤田博規君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按田	武君
副町	長	菅原	裕一君
教育	長	中川	直幸君
農業委員会	長	井下	睦男君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	熊谷	雅美君
企画課	長	楠木	政洋君
住民課	長	渡辺	良英君
福祉課	長	下重	博光君
子育て支援所	長	丹羽	静恵君
産業課	長	岩城	光洋君
商工観光課	長	齋藤	学君
施設課	長	越谷	光裕君
会計管理者		須藤	裕子君
農委事務局	長	神	義宏君
教委教育課	長	森	直史君
消防署	副署長	江口	孝君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	山田	良則君
庶務係	主事	手塚	健人君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和3年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和3年2月から令和3年4月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配付のとおりであります。
また、教育委員会より令和2年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書の提出がありました。報告書につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧をいただきたいと思っております。
以上であります。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 令和3年第2回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
まず一つ目です。
4月30日の大雨被害状況についてです。
4月30日の雨は、同月17日から18日にかけての強雨による被害に加え、新たな被害を発生させたことが、公共施設等の状況調査において確認されました。
降雨に関して累積雨量では、二宮構造改善センター内観測点で88ミリメートル、また、最大時間雨量14ミリメートルを記録する強雨となり、町道の法面決壊、側溝埋塞などが5路線、河川の土砂堆積などが7河川、明渠排水の土砂堆積などが7箇所
の被害がありました。

これらの復旧補修については、本日提案させていただき、補正予算において予算化させていただき、災害復旧に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次、二つ目です。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言への対応についてでございます。

新型コロナウイルス感染の急速な拡大にともない、5月16日から5月31日まで北海道においても緊急事態宣言が発令されましたが、新規感染者の減少が思わしくなく、6月20日まで延長されており、不要不急の移動の制限や飲食店等への営業時間の短縮、また、各自治体に公共施設等の休館及び開館時間の短縮の要請がされました。

本町においてはこの要請を受け、町民の健康・安全を最優先に考え、5月17日から「える夢館」や「総合体育館」など主要な公共施設を休館するなどの措置を講じているところであります。

また、時短営業等を余儀なくされた飲食店を支援するため、緊急飲食業支援対策事業補助金として予算を専決させていただき、5月25日に町商工会を通じ対象事業者に交付を終えているところです。

町民の皆様にはご不便をおかけしているところですが、ご理解とご協力をお願いいたします。

三つ目ですが、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況についてです。

新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況については、5月28日までに計5日間実施し、75歳以上の高齢者172人、施設従事者80人、医療従事者等8人に1回目の接種を実施しております。

75歳以上の方につきましては、約90%の方が予約受付を済まされ、6月下旬までに1回目の接種を受けられる予定となっております。

次に、70歳から74歳までの方につきましては6月2日に接種券を送付し、6月8日から予約受付を開始しており、接種は6月下旬から、65歳から69歳までの方には、6月10日に接種券を送付し、6月15日から予約受付を開始し、接種は7月上旬開始の予定となっております。

これに伴うワクチン接種体制につきましては、これまでの保健センター、大津地域コミュニティセンター会場に加え、7月からは町立豊頃医院においても接種を行うことといたしました。

また、保健センター会場では、新たに医師を確保し、日曜日にも接種日を設けて実施いたします。これにより、65歳以上の高齢者につきましては、国の示す7月末日までに接種を完了できる見込みとなりました。

なお、65歳未満の方につきましても、基礎疾患をお持ちの方から優先的に受付を開始し、8月末までには希望する全ての方の接種を完了できるよう準備を進めております。

最後になります。

政策参与の委嘱についてでございます。

現在本町では、次世代を担う子どもたちが安心して健やかに育つことができる社会を実現し、将来にわたって持続可能な地域形成を目指して地域創生に向けた取り組みを推進しているところですが、町が直面する様々な課題に対して、専門的な立場から政策的な助言や提言、関係機関への橋渡しを担っていただく役割として、非常勤特別職に「政策参与」を設けさせていただき、地方創生の加速化を図ります。

以上、ご報告申し上げます。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番岩井明議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月18日までの10日間に決定しました。

◎ 委員会報告第2号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第2号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第2号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定

により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和3年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和3年6月4日。

3、調査の経過。

(1)令和3年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和3年6月2日招集告示のあった令和3年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月4日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和3年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月18日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和3年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会2日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、令和3年第1回定例会閉会後に受理したものは4件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件、その他1件については議員配付にとどめるものとした。

エ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月9日に開催するよう日程を調整した。

オ、同意案第4号（豊頃町副町長の選任）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、無記名投票で採決することとした。

カ、豊頃町議会会議規則の一部改正を議会運営基準に基づき、議員発議により定例会2日目に提案することとした。

キ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場内の各席に飛沫防止用アクリル板を設置するとともに、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスクの着用を取り進めることとした。

以上であります。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は報告済みとします。

◎ 報告第1号

- 藤田議長 日程第4 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
本件について、報告を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案書15ページをお開きください。

報告第1号繰越明許費繰越計算書（令和2年度豊頃町一般会計予算）について説明いたします。

令和2年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、令和2年第3回議会定例会及び令和3年第1回議会定例会において可決いただいておりますが、令和3年5月31日、令和2年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

繰越計算書の内容については、16ページを御覧ください。

2款総務費において戸籍住民基本台帳システム改修事業、4款衛生費において新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、5款農林水産業費において道営事業費、7款土木費において大型遊具製造設置工事、9款教育費において中学校改築等工事实施設計委託業務など2事業、計6事業、1億9,259万6,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、報告いたします。

- 藤田議長 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は報告済みとします。

◎ 令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針

- 藤田議長 日程第5 令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、令和3年度町政執行方針について、説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 私は4月の豊頃町長選挙におきまして、町民の皆様のご支持、ご支援をいただき、豊頃町長に就任いたしました。

世界に猛威を振るい、いまだ終息が見通せない新型コロナウイルス感染症対策や異常気象による大災害からの復旧復興など、現下の厳しい社会情勢の中で、私に託された町政の責任の重さに身のひきしまる思いです。

今日、地方自治体は、住民の安全安心を守るという基本の在り方が問われていますが、皆様からの期待に応えるべく、町職員として町行政に携わった経験を生かし、豊頃町の町づくりの基本理念である報徳のおしえを基盤として、町民の皆様との対話を大切に、やさしさと躍動のふれ愛タウン実現に全力で邁進する決意です。

ここに、令和3年豊頃町議会第2回定例会開会にあたり、町政執行の基本的な考え方を申し述べ、町議会はじめ町民の皆様のご理解ご協力をお願いする次第です。

続きまして2番目、私の町政執行の基本姿勢でございます。

豊頃町の歴史は、大津が江戸時代後半に蝦夷地通行の要として、明治期に十勝入植の玄関口として栄え、以来多くの先人が開拓定住し、幾多の苦難を乗り越え、弛まないう努力によって140年を超える発展に至っています。

こうした気概をもとに、丹精込めて造り上げた肥沃な大地と豊かな海は、我が町のかげがえのない大きな財産であり、同時に、私達は開拓の偉業を成し遂げた先人に感謝を捧げるとともに、これからの町づくりを皆様とともに語り合い、しっかりと継承していかなければならないと思います。

今日、社会構造や財政構造が大きく変革する中で、少子・高齢、過疎、財政の逼迫化などの課題が山積し、町民生活に密着する町の果たす役割は、ますます大きく広がっています。

私は、こうした時代であるからこそ、一人でも多くの皆さんのお話を伺い、安心して暮らし続けられるよう、我が町の将来像を示し、確かな展望を持ちながら英知を出し合い、そして我が町に生まれ、育ち、働くことに誇りと自信を持てる町づくりを力強く推進してまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

まず一つ目ですが、「快適で魅力あるまちづくり」でございます。

少子高齢化、過疎化など本町の現状を踏まえ、町民の生活基盤の向上に努め、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

はじめに、道路網の整備については、年度別事業計画に基づき主要な幹線道路等の改良舗装を進めてきたところであります。本年度においては幌岡第3幹線、統内16線、北栄17連絡線の改良舗装、茂岩高台線ロードヒーティング改修及び長寿命化計

画に基づく橋梁2橋の補修を継続して実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動に支障を来たすことがないように、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

次に、町民の足として12年目を迎えるコミュニティバスは、地域住民に密着した地域公共交通として利用者数も増加し、通学便や物産直売所乗入れ便は、定員を上回ることもあり、昨年度14人乗りバスへ車両を更新し、解消に努めているところで、今後も利用者のニーズに柔軟に対応しながら利便性の向上に努めてまいります。

また、農村部の高齢者がより安全に通院できるよう、患者輸送専用車として補助ステップ付きのワゴン車を購入するなど、通院の足の確保に努めてまいります。

次に、消防・防災対策については、潮位計の機器更新に向けた実施設計業務の実施、消防救急搬送時の感染防止資機材及び災害時の集団感染予防テントの購入、また、感染症対応型の避難所運営マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成など、コロナ禍の中でも着実に防災対策と消防力の充実・強化を図ってまいります。

交通安全対策については、交通事故のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現は私たちの願いであります。本町では、第10次豊頃町交通安全計画に基づき、期別ごとの交通安全運動を展開しているところであり、今後も各関係機関と連携しながら粘り強く交通安全対策に取り組んでまいります。

防犯対策については、近年多発する特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪など、様々な被害を未然に防止するため、広報紙等による情報提供と啓発に努めるとともに、振込め詐欺や迷惑電話等に抑止効果のある電話録音装置の設置推進など、関係機関と協力しながら積極的に取り組んでまいります。

住宅環境の整備については、ドリームタウン団地・パートナータウン団地及び大津港町団地の屋根外装塗装などの個別改善事業により住宅の長寿命化を図ります。また、豊頃南町A団地に1棟3戸の町営住宅を整備し、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

次に、簡易水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で統内地区及び長節地区の老朽化した配水管の更新工事を実施し、安全な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道については、下水道施設長寿命化計画に基づき茂岩下水浄化センターの曝気装置及び運転制御設備の更新工事を実施するとともに、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成してまいります。

廃棄物の処理と環境保全対策については、一般廃棄物は本町の処理基本計画に基づき十勝圏複合事務組合に加盟し、中間処理及び最終処分を適正かつ計画的に行っております。

また、資源ごみの搬出促進を目的に、行政区や各種団体等を対象に実施している資源ごみ集団回収活動助成事業を今後も積極的に推進し、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築を推進してまいります。

次に、公園緑地の整備については、子どもプラザ運動場に大型遊具を整備し、利用者の増進と利便性の向上を図るとともに、児童公園の遊具点検整備など、安全で快適な利用ができるよう適切な維持管理に努めてまいります。

次に、移住・定住対策として、町外への人口流出を抑制のため、住宅取得者に対する助成や、町外通勤者に対する助成などを継続してまいります。

また、進学を機に本町から離れていった子どもたちが、将来本町に戻りやすい環境（Uターン支援）を整備するとともに、前年度1棟4戸建設されました定住促進賃貸住宅も満室になっていることから、今後の入居見込み状況を考慮しながら事業の検討を進め、新たに茂岩栄町町有地（旧茂岩保育所跡地）を宅地として分譲する予定であり、住環境の整備を推進し、今後も定住促進に努めてまいります。

続きまして、「豊かな資源を活かしたまちづくり」でございます。

先般、国においては「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けた施策を展開しており、これら施策と連動しながら、農林水産業が抱える課題に取り組む必要があり、特に畑作においては湿害に強い農業の確立が重要であります。

そのため、道営土地改良事業や緊急農地基盤整備事業などの土地基盤整備を継続的に実施するとともに、農地の面的集積による農業経営の安定化を図るため、農業振興地域整備計画に基づく優良農地の確保と有効利用を促進してまいります。

畜産業については、畜産基盤の整備を図るための公社営事業畜産担い手育成総合整備事業を継続して実施するとともに、畜産の収益性の向上を図るための畜産・酪農収益力強化整備事業も引き続き取り組み、畜産経営の維持・安定に努めてまいります。また、家畜伝染病対策についても、関係機関と連携しながら引き続き強化していくこととします。

漁業については、主要漁業であるサケ定置漁業において近年極端な不振が続いており、関係機関による不漁原因の究明とともに、孵化放流事業の強化が求められていることから、秋サケ増殖事業等の資源増大事業に対し積極的に取り組み、早期の漁獲の回復に支援してまいります。

併せて、北海道による大型魚礁整備に係る広域漁場整備事業、大津漁協による種苗中間育成事業等を継続的に取り組むことにより、前浜資源維持増大、永続的な水産業の振興に努めてまいります。

また、大津漁港の整備を継続的に国に要請し、先の津波被害軽減を想定した防災・

減災対策施設の早期完成を実現するとともに、関連整備を一層進め、安心安全な操業体制の確立を目指します。

林業振興については、水源のかん養や地球温暖化の防止など多面的機能を有する森林が、本町の農業・漁業においても重要な役割を担っていることから、豊かな森づくり推進事業や産業振興事業により、積極的に民有林の造林を奨励してまいります。

また、町有林においても、造林や保育、皆伐事業などを計画的に実施するとともに、森林整備に直結する林道整備事業を継続して実施し、エゾシカなどによる農林業被害対策については、猟友会の協力を得ながら、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を積極的に展開し、被害の抑制に努めてまいります。

次に、商工業の振興につきましては、地域経済の活性化と消費喚起を積極的に図るため、プレミアム付商品券発行事業を継続するとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け低迷している地域経済の活性化を図るためプレミアム率の引き上げを実施します。

また、昨年12月にオープンしたセイコーマートが商店街の活性化に繋がっており、今後は、地域の実情やニーズに応じて充実した商店街になるよう商工会と協力して取り組んでまいります。

次に、これまで実践してまいりました「互産互生」事業につきましては、静岡県掛川市や茨城県筑西市との交流を基軸とし、さらに関係自治体へとそのネットワークを広げつつ、本年度も事業拡大を模索してまいります。

次に、地域経済の活性化、観光振興、人的交流の推進など地域における構造的な課題解決のために設立した地域商社は、まちなか活性化拠点施設（ココロコテラス）を活動拠点として「とよころ創生」実現のため、新たに事務局長を迎え、運営体制を整備し事業の充実と採算を鑑み取り組んでまいります。

また、本町の観光で全国的に知名度を持った「ジュエリーアイス」は、毎年訪れる多くの観光客に対応するため休憩所兼トイレを新設し、各種メディアによる紹介や町、観光協会などの積極的なPRを推進し、北海道を代表する冬の観光地として認知されるよう努めるとともに、地域住民の生活環境にも影響を及ぼしている駐車違反、騒音等に対し、持続的に観光客を受け入れることができるよう対策をしてまいります。

続きまして、「躍動感あふれる人づくり」でございます。

「報徳のおしえ」を基盤とした人づくりを推進するため、生涯にわたって学び続けられる教育環境の整備・充実を図ってまいります。

はじめに、学校教育の充実と生涯学習の推進については、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び、逞しく生きていく力を育む「確かな学力」、「豊

かな心」、「健やかな体」の調和を重視した教育の推進と町民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、文化・スポーツの振興など生涯学習の充実のため、総合教育会議を通じ教育委員会と連携して教育行政を推進してまいります。

次に、姉妹都市との交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでいるところでありますが、本年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延により、小学生を対象とする相馬市・滑川市との少年親善使節団の交流及びカナダ国・サマーランド市と姉妹都市盟約締結25周年を記念した訪問が中止となっており、今後はコロナ禍での新しい交流の試みとしてインターネットを活用したオンライン交流など多様な交流の方法を検討してまいります。

本町では人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。地域での変化を生み出す地域外からの交流の入り口を増やし、町が取り組む地方創生を加速化させるため、東京学芸大学と知的資源、人的資源等の相互活用を図るため連携協定を締結し、地域と関わる「関係人口」の拡大を目指します。

次に、「健康で心ふれあうまちづくり」でございます。

全ての町民が健康で安心して暮らすための保健・医療サービスの向上、子育て環境の充実を図るとともに、「第1期豊頃町地域福祉計画」に基づき、今後の地域福祉を総合的かつ効果的に推進してまいります。

はじめに、子育て支援については、少子・核家族化や人間関係の希薄化が進む中、次世代を担う豊頃子どもたちが生き生きと健やかに育ててもらうことが町民の願いであり、本町では、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「こどもプラザとよころ」を核として、きめ細やかな切れ目のない子育て支援施策を展開してまいります。

保育については、保育所・学童保育所の機能及び質の向上に努め、適切な支援を行うことができる体制を確保し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として保育室・遊戯室にエアコンの設置、玩具用殺菌庫購入、及び屋内消火栓ポンプ本体交換工事の予算を計上し、安心・安全な保育環境を図ってまいります。

子育て支援センターにおいては、妊娠・出産・養育期において、母親が抱く育児・発達への不安や孤立感の解消のため、仲間づくりや交流、相談の場を提供し、産後7か月未満の産婦の心身の不調や育児不安の軽減を図るため、日帰り型デイサービスである産後ケア事業を継続するなど安心して子育てができるよう関係機関・部署と連携を一層強化するとともに、子育て世代のニーズに対応するため、一時保育、ファミリー・サポート事業を実施し、子育て支援の充実を図ってまいります。

また、「ことばの教室」の機能を検討し、支援が必要な児童の特性に応じた専門的

な支援と相談を実施するための支援体制の充実を図ってまいります。

更に、不妊治療、妊婦健診費用及び不育症治療への助成を引き続き実施するとともに、高校修了までの医療費無料化や新生児に対する聴覚検査の公費負担を継続し、子育て世代に対する経済的な負担の軽減を図っていくとともに、少子化対策及び定住促進対策として、小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金及び保育所通所支援金の支給を継続し、次代を担う子どもたちの健全な育成と子育て世代の定住促進に取り組んでまいります。

保健事業については、町民の健診記録などを健康管理システムで管理し、健康管理を適切に行うとともに、疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施してまいります。

また、町民の健診や各種保健事業に対する関心を高めるための普及、啓発事業により、特定健診の受診率は令和元年度において57パーセントと、全道でも19番目に高い受診率を達成しております。新型コロナウイルス感染症拡大を受け、昨年度から受診率が減少しておりますが、今後も町民自らが主体的な健康づくりを推進するとともに、医療費の抑制が図られるよう、引き続き事業を推進してまいります。

地域福祉の推進につきましては、子どもから高齢者、障がい者が住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、各種施策を着実に実行してまいります。

また、様々な職種の関係者が協働して、個別支援のあり方と地域課題の検討を行う地域ケア会議を引き続き開催し、地域包括ケアシステムの取り組みを推進してまいります。

更に、本町の福祉ゾーンの中核的施設となっている福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」は、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用が定着しており、世代を超えた交流の場として、また、社会福祉協議会が中心となった具体的な福祉活動を実践する場として、引き続き有効利用を図ってまいります。

次に、高齢者対策ですが、本町の高齢化は依然として高く、高齢化率は本年4月末で39.5パーセントとなっております。

このような状況の中、高齢者が自立し、生き生きとした生活を送ることができるよう、「第8期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスに関係機関と連携しながら推進してまいります。

介護事業については、事業者との連携を強化し、サービス提供体制の更なる充実を図ってまいります。また、要介護や要支援状態になることを抑制するため、地域支援事業により多様なサービスを創設・提供してまいります。

更に、高齢者の生活を地域で支えるため、生活支援体制整備事業に取り組むほか、

「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の人やその家族を集中的に支援するとともに、各種見守りなどの事業を継続して実施してまいります。

特別養護老人ホームとよころ荘については建築後38年が経過し、老朽化が激しいことから豊頃愛生協会が施設の改築を進めており、高齢者が安心して暮らせるための施設として必要であることから、その改修費に補助をしてまいります。

障がい者福祉については、第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に基づき、すべての障がい者が安心して地域社会で生活できるよう、障がい者を地域全体で支えるシステムを関係団体と連携して進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年の4月から都道府県単位化により、財政運営の安定化を図るため、北海道が中心的な役割を担い運営されていますが、当初から懸念されておりました単位化による国保税の上昇は、基金等からの繰り入れにより、抑えることができております。

今後、税率改正等の負担の在り方を検討するとともに、「北海道クラウド」を活用し事務処理標準システム機能の強化を図り、窓口でのスムーズな応対をしてまいります。

猛威を振るう新型コロナウイルス感染症対策としては、町内での感染拡大を防止するとともに、感染により重症化が懸念される高齢者や基礎疾患を有する方等の安心・安全の確保のため、自主的なPCR検査に対する検査費用に助成してまいります。

また、重篤疾病予防対策として、各種予防接種費用の助成などを継続いたします。

最後に、「みんなが力を合わせるまちづくり」でございます。

今日まで積み重ねてきた協働のまちづくりを更に発展させ、町民と行政が共に支え合うまちづくりを推進してまいります。

協働のまちづくりにつきましては、事業開始から10年が経過する協働のまちづくり地域提案支援事業を活用し、各地域づくり協議会や行政区をはじめとする団体により、毎年多くの自主活動が進められております。

今後も地域の実情に沿った支援事業を推進いたします。

次に、行財政の運営については、第7次豊頃町行政改革大綱に基づき、効率的な事務事業の実施及び時代に即した行政機構の整備、広域的な行政体制の連携を加速させ、今後、人口減少等による税収をはじめ地方交付税といった財源の増加が見込めない中、限られた財源を最大限まちづくりに活かすため、職員の意識改革を図りながら行財政改革を進めてまいります。

また、限られた貴重な自主財源である町税の収納率向上を図るため、悪質滞納者には給与、預貯金等の差し押さえや十勝市町村税滞納整理機構への徴収委託など適正な対策を講じ、納税意識の高揚に努めてまいります。

以上、令和3年度の町政推進にあたっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

私は先人の逞しい開拓精神によって拓かれた我が町が、次代を担う子どもたちへと引き継がれるとき、郷土を愛する心を持ち、生き生きと働き続けられる町であるよう、「あたたかい 心がかよう 豊頃（まち）」の実現に向け、全力で取り組む所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます町政執行方針といたします。

●藤田議長 11時まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

次に、令和3年度教育行政執行方針について説明を求めます。

中川教育長。

●中川教育長 私は先の豊頃町議会臨時会で皆様のご同意を賜り、豊頃町教育長を拝命いたしました。

近年の急速な少子・高齢化や生産年齢人口の減少、情報通信技術の高度化に伴う *Society*（ソサエティ）5.0の到来、新型コロナウイルス感染症の克服など、生活や社会の劇的な変化への対応が求められる中、本町が将来にわたって発展し、豊かな社会を実現していくためには、誰もが安心して質の高い教育を受け、いつまでも学び続けられる環境を整えていくことが大切であります。

また、未来を担っていく無限の可能性を秘めた子どもたちが、幸福な人生とよりよい社会の創り手となる力を身に付けるため、学校、家庭、地域との緊密な連携の下、規範意識や自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、自らの可能性を発揮し未来に向かって逞しく生きぬいていく力を支える「知・徳・体」の調和を重視した教育を推進することが重要であります。

町民一人ひとりが主体的に社会に関わり、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、本町の教育目標であります「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育施策を推進してまいります。本町教育の更なる充実のために誠心誠意、努力してまいります覚悟ですので、町議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1、教育環境の整備充実。

豊頃中学校等改築事業につきましては、総合教育会議の中でも本町の教育振興の重点的施策として町長と協議を重ねながら取り進めてきたところですが、今年度は実施設計を完了し、工事に着手してまいります。

児童生徒が減少する本町の学校教育環境において、中学校校舎・体育館の改築に併せて、小中連携、その先にある小中一貫教育を効果的かつ効率的に展開できる学校施設の実現を目指してまいります。

また、保護者に対する教育費負担軽減のため、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金事業等を継続するとともに、新たな事業として、児童生徒の英語検定等への受検機会の拡大と学力向上を図ることを目的に、検定受験料助成事業を実施してまいります。

学習施設においては、町民の文化・スポーツ活動の拠点施設であるえる夢館や図書館、総合体育館等について、設備の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した整備を進める等、魅力ある施設づくりと安心・安全に配慮した施設運営に努めてまいります。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

新型コロナウイルス感染症対策が続く中、学校における新しい生活様式の実践に向けた、きめ細やかな指導・助言、保健衛生用品の整備、オンラインを活用した学習の充実などを通して、いかなる状況においても継続した学びを保障できるよう全力を尽くします。

(1) 今年度実施された全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた上で、今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、昨年度、国のGIGAスクール構想により整備した全児童生徒に1人1台のタブレットを活用した授業を積極的に取り入れ、あわせて国のデジタル教科書の先行実施検証を行いながら、児童生徒の学ぶ意欲を高めてまいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用し、学習の仕方や学習習慣が身につくよう、家庭と連携を図りながら取り組んでまいります。

(2) 児童生徒の豊かな心と規範意識の育成を目的に教科化された道徳の授業において、小学生では生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに、自己の生き方についての指導を充実します。中学生は思春期の特性を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実するとともに、「子ども報徳訓」の実践に努め、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動を通して様々な人たちとふれ合い、互いに支え合いながら、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育む活動を推進してまいります。

(3) 児童生徒の体力向上に向けた取り組みとして、子どもの日常生活の場となる学校、家庭、地域社会が連携して、体力の向上や運動習慣の改善・定着化、望ましい生活習慣の育成が必要となります。体力向上は健康維持のほか、意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校、家庭、地域指導者の協力を得ながら、スポーツ少年団活動や部活動を引き続き支援してまいります。

児童のむし歯予防対策として町が推進し、各小学校で実施しておりますフッ化物洗口事業については、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響から実施を見送っていたところではありますが、今年度は、未実施児童の保護者の皆様にもより理解が得られるよう周知を図りながら実施してまいります。

学校給食につきましては、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達を目的に栄養バランスの優れた給食を提供するため、施設・設備の適正管理と食材等の衛生管理を徹底するとともに、子どもたちが健康に生活していくための食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭による「食育に関する指導」を実施するほか、食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、地場食材を活用した「ふるさと給食」などを実施してまいります。

また、子どもたちがより安心して給食をたべられるよう食中毒、異物混入、食物アレルギー等の事故の未然防止や迅速な対応を図るため、教職員及び関係機関との情報共有や緊急時に備えた体制構築など、適切な対応を図ってまいります。

(4) 特別支援教育は、個々の違いを認識しつつ人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成する基礎となるとの認識を共有し、特別な支援を必要とする児童生徒には、学級担任のほか全教職員で支援する体制をつくとともに、4名の特別支援教育支援員を配置し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行ってまいります。

また、教職員の指導力向上のため専門研修等を受講するなど、発達状況に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。

(5) コミュニケーション力の向上は、今日求められている課題のひとつですが、グローバル化が進展する今日、児童生徒の国際感覚を育むため、中学生のサマーランドへの派遣交流事業を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により本年度の実施も中止を余儀なくされているところでもあります。学校の英語授業については、外国語指導助手を各学校へ派遣し、授業補助を継続して実施します。

また、北海道教育大学釧路校のへき地校体験実習や東京学芸大学の学生ボランティアの受け入れを通して、コミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

3、地域とともにある学校づくりの推進。

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されております。

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりによる教育がなければ実現困難であります。輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取り組みを進め、「学校運営協議会」により地域の人々と教育目標や校長の学校経営ビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を推進してまいります。

4、豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン。

本町の推進プランは、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、北海道教育委員会が定めたガイドラインに準拠し、令和3年4月1日に施行された「北海道アクションプラン（第2期）」に基づき令和3年4月に改定しました。

学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、教職員の長時間労働の実態は、日々の教育活動の質に関わる重大な問題であるとの認識から、教職員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとしたものであります。

今後も、保護者や地域住民への理解と協力を得て、目標達成の取り組みを検証し、見直し、改善により実効性のあるものとして、教職員の長時間労働の改善を進め、心身の健康保持の実現と誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ってまいります。

5、健全育成、安全教育の推進。

(1) 各学校で策定した「いじめ防止基本方針」の定着を図り、望ましい人間関係の醸成はもとより、いじめや不登校の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応が図られるよう取り組んでまいります。

また、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導の継続、インターネット等のトラブルについても、学校と家庭が連携して適切な対応を図ってまいります。

(2) 「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同点検、安全確保対策の実施により、交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進するとともに、児童生徒を犯罪などから守るためには、地域の方々の見守りや情報共有はもちろんのこと、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身に付けることが重要であることから、各学校において、交通安全教室や防犯教室等を実施し、事故や犯罪被害の未然

防止に努めてまいります。

また、防災教育や避難訓練を定期的実施し、自ら命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

6、小・中学校連携教育の推進。

小・中学校の連携教育の推進に当たり、小・中学校教職員がそれぞれの課題解決に資するため、互いに授業を参観し合ったり、合同研修等を実施したりすることで、小・中学校教職員が互いの専門性に学び、義務教育9年間の教育課程に位置づけられている「報徳のおしえ」を基盤に、系統的で一貫性のある連携教育を推進してまいります。

なお、豊頃中学校改築工事の完成、開校を令和6年に予定しており、町内小・中学校合同行事等による児童生徒の交流や、教職員の相互派遣、授業公開や研究協議による共通理解など、小中連携教育のなお一層の推進を図ってまいります。

7、響きあい、高めあう社会教育の実現をめざして。

本町の社会教育として、第一に、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長を通しての「人づくり」。第二に、住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化による「つながりづくり」。第三に、地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起、住民の主体的参画による地域課題解決となる「地域づくり」。これらの好循環を目指すことにより、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を果たす社会教育を推進してまいります。

「共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進をめざして」町民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、自ら学びその成果を社会に還元することが必要であり、このことで「人と人」が共に学び、共に育む社会教育の推進がまちづくりの基盤となって、郷土の発展へとつながっていきます。

町民一人ひとりが目標を持って学び、その成果が日常生活や社会活動で有効に活かされる社会教育を推進するため、幼児期から高齢期まで、それぞれのニーズに応じた様々な学習機会を提供してまいります。

(1) 少年教育。

次代を担う子どもたちの健全な育成は、家庭、学校、職場、地域等、あらゆる分野におけるすべての人々がそれぞれの役割と責任を担いつつ、相互に協力しながら良好で安全、安心な社会環境をつくることが求められています。

子どもたちが「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めるとともに、郷土の自然や歴史、文化、産業などを自ら学び、自ら考える力を身に付けることができるように「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」など、様々な体験学習を実施してまいりま

す。

また、少年芸術鑑賞会など優れた芸術にふれる機会を設け、「豊頃町子どもの読書活動推進計画」によるブックスタート、セカンドブック事業を通して、本に親しむきっかけを作り、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実してまいります。

（２）成人教育。

青年教育。

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員として自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

成人一般教育。

町民の多種多様な学習要求に応えるため、文化講座や出前講座等の内容を充実するとともに、個人・グループ・サークル等の活動支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高め、交流を促進するために必要な学習機会を提供してまいります。

高齢者教育。

高齢者が充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室を継続実施するほか、学習要求に応じた学びの場の提供・支援など、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識、経験をさらに高め、次世代へ伝えるための機会の拡充を図ってまいります。

（３）芸術・文化。

豊かな人間性と情操を育むため芸術鑑賞会等を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充するほか、町民文芸誌の発行や芸術・文化活動の成果を発表する場を提供するとともに、文化協会等の自主活動グループの支援を行ってまいります。

（４）文化財。

文化財は、わが町の歴史や文化を伝える重要な財産であり、豊頃町への愛着や誇りにつながるものであることから、適切な保護・保存・活用、民俗文化財の継承・育成を支援し、郷土に関する学習活動を推進します。

また、町指定文化財である「はるにれの木」の倒壊防止対策など保護修繕事業を継続実施してまいります。

（５）社会体育。

利用者が安全で安心して、それぞれの年齢や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、町民の生涯スポーツ活動を推進してまいります。

スポーツ関係団体と連携して各種スポーツ大会を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が一年を通して心身の健康と体力の増進を図るため、スポーツ教室や出前講

座などを実施してまいります。

また、多様化するスポーツ活動の要求に応えるため、スポーツ団体、指導者の育成を推進してまいります。

(6) 学習拠点施設の整備充実。

える夢館や図書館、総合体育館、町民プールなどが安全、快適に利用できるよう、適切な維持管理と器具・備品等の充実を図るとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、気軽に利用できる施設運営に努めてまいります。

8、開かれた教育行政の推進。

情報化やグローバル化など急激な社会変化の中、教育水準の維持向上と地域の実情を考慮した自律的教育行政を推進するには、教育関係者のみならず、町民皆様のご協力と相互連携が大変重要であります。

教育委員会はこのことを踏まえ、施策の効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育に関し学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行ってまいります。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表し、町民の皆様への説明責任を果たすよう努めてまいります。

以上、令和3年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、教育委員会といたしましては、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育」「生涯にわたって学ぶ人づくり」の推進のため、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び続け、「知・徳・体」のバランスに富んだ逞しく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいります。

町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●藤田議長 これでは、令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明が終わりました。

◎ 承認第6号

●藤田議長 日程第6 承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書11ページを御覧ください。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、新型コロナウイルス感染拡大のため緊急事態宣言が発令され、時短営業等を余儀なくされた飲食店を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）を令和3年5月24日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第2号）、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,915万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に緊急飲食業支援対策事業補助金230万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金230万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 昨年の5月から今回で3回目の補助金の支給となりますが、1店舗10万円から50万円の交付で、それぞれ対象事業者が何件あったのかお知らせいただきたいと思っております。

●藤田議長 齋藤商工観光課長。

●齋藤商工観光課長 御答弁申し上げます。

本事業は5月16日に北海道に緊急事態宣言発令されました翌日、豊頃町商工会から影響が甚大な飲食店8店舗へ支援の要望書が提出されたことから対応したものでございます。

支給の要件は、今年の1月から4月までの売上げ等を商工会から聞き取り、時短営業等で昨年同月までの売上げと来客数を計算し、10万円から50万円の範囲において支給したものでございます。

●藤田議長 石田議員。

● 1番石田議員 私が聞いているのは、今回で3回目となりますけれども、それぞれの1回目、2回目の、3回目もそうですが、対象事業者は何件だったのか、お伺いしたいと思います。

● 藤田議長 齋藤商工観光課長。

● 齋藤商工観光課長 全部で50件でございます。

● 藤田議長 石田議員。

● 1番石田議員 全部で50件ということでございますが、1回目が12件ですか。2回目が29件、今回が8件ということではありますが、この件数がそれぞれ1回目から3回目、違うのですけれども、その件数の違いというのは何なのでしょう。

● 藤田議長 齋藤商工観光課長。

● 齋藤商工観光課長 第3回目の支給につきましては、今年の1月から4月までの売上げと1月から4月までのそれぞれの来客数を計算しまして金額を決めております。

● 藤田議長 石田議員に申し上げます。3回目の質問制限がありますけれども、重要な質問ですか。

● 1番石田議員 はい。

● 藤田議長 石田議員。

● 1番石田議員 3回目超えましたので申し訳ありませんが、私の質問に答えていただければ3回で終わったのですが。

それぞれ件数が違うということは、その事業者数だとか客数だとか違いがあるのでしょうかけれども、多いときで29件、今回は8件。対象とならない事業者がいることは間違いなくあるのですね。そういうところがちょっと公平さが欠けるのかなというふうに思いますけれども、今日の新型コロナウイルスの感染拡大で地域経済が低迷する中、本町においても特に飲食業種の経営が厳しい状況下にあります。緊急事態宣言が6月20日まで延長されましてさらに厳しい経営が余儀なくされることを考えると、この支援対策は今後も必要だと考えますが、追加対策等を行う考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

● 藤田議長 按田町長。

● 按田町長 御答弁させていただきます。

今回の支援につきましては、営業の時短制限をされている店舗ということであったものですから、飲食業の店舗に対して8店舗に支援をしたというところでございます。

今後の対応につきましても、このまま続くようですと、店舗それぞれ大変だということになりますので、飲食店のみならずそのほかの業種の商店等につきましても、状況によっては必要かなというところは承知してございますので、商工会と調整をしな

がら対応をしていきたいと、そのように思っております。よろしくお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 関連する質問なのですが、今質問ありましたけれども、その内容については理解しているわけです。なぜかという、全体で50の対象者、対象業者、その中で今回は飲食という特定にしたと。これは時期的なものだという解釈をしています。したがって、前回補助金を交付したというのは業種が多様化していました、という理解をしています。今後について、この20日まで延期した、あるいは予想としてはそれ以上の緊急対策ではないかなと、こう考えます。そこで、具体的なものをお聞きします。

この飲食店に対しては非常にダメージが強いなという社会情勢と経済状況と判断しています。今回もこの本町の議会もアクリル対策をしました。この飲食店に対しての対策、これについての検証、点検、これらについてはされているかどうか。見るところによると、某商店は、飲食店はおおよそしてあるところを確認しました。それらについての作業というか、先ほど私が申し上げました検証、点検はされているかどうか。であれば、今後に対して交付金を生かしてもらえないかなと。いわゆる売上げを努力してもらえないかなという希望が感じます。その辺の捉え方はいかがですか、担当者。対策の度合いです。

●藤田議長 齋藤商工観光課長。

●齋藤商工観光課長 御答弁申し上げます。

今現在うちのほうで感染対策の確認は、点検はしていないところです。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 ぜひとも、これは全体的な豊頃町の業種に対する対策というのはやはり深刻に、我々行政あるいは町民としては考えていかなければいけません。したがって、こういうような対策を推進するという作業を今回、今後、先ほど石田議員も質問ありましたけれども、今後の見通しの中でもそういうものを期待するような、そういう企業努力をぜひともしていただくきっかけを指導すべきではないかなという考えをしますが、理事者のお考えをいただけますか。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 町長答弁の前に、担当者の答弁一部訂正させていただきます。

検証、点検につきましては、新型コロナウイルス感染症対策助成金支援金の中で、国や道の支援金も受けておりますので、受けた支援金については必ず地元で検証、点検が必要となっております。それらについて、検証結果、商工会から報告を受けておりま

すので、一部訂正させていただきたいと思います。

今後においても、同じような検証作業が進むものと考えております。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員御指摘のとおりかと思えます。一部、それぞれ商店においては、特に接客のするようなところはこういった形ではないにしろ、ビニールをかけるだとか、いろいろな感染予防対策ですとか、あと事前と事後の消毒ですとか、その辺しっかりされてきていると思えます。

今後につきましても、そういったことを、この状況が続くようであればやはりその辺は十分必要だと、そんなふうに思っていますので、商工会通じて指導強化していくような形をしっかりと取っていききたいと、そのように思っています。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 よく理解していきたいと思っています。

なお、本町全体を見てもらうとお分かりですが、業種によっては完全にこのアクリル対策をして来客に対する、そういう防御、気遣いをしておりますね。幸いに本町はこのコロナ対策ができているということの結果として認めて、発生しておりません。したがって、これを維持するためには、より前向きの対策で、全町民が意識を高めていくというような挑戦をぜひとも啓蒙しなければいけないのではないのかなと、こういう考えをしています。したがって、作業をする担当は大変かもしれません。しかし、微に入り細に入りに入りにわたって、それらについて足を運んで、現在も本町に来町している方々もいらっしゃいます。一部の業種の人は大変な数の観光客も来ているように見かけます。ですから、そういうものも日々の作業では大変ですが、ひとつ担当者の力、努力を行政の長として御指示をしていただきたいというような考えをしていますので、今後の取組をぜひとも、これは永続的にしなければいけないかもしれません。このコロナの関係だけではなくて、感染症についての対策を、我が町の対策方式というものを確立する意味からも一言この件について考えを述べていただきたいというふうに思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 まず町民に対しては、今後とも広報ですとか、ホームページを通じてしっかりと啓発、啓蒙という部分をやっていききたいというふうに思っています。

それとまた、商店の部分につきましては議員言われるとおり、一部の業種は結構町外からお客さんが来ているところもあったり、これから先季節がよくなりますと、訪れる観光客も多くなってくると思えます。その辺含めて、職員のほうにもしっかりとお店のほうに出向いて、対応をお願いするようなことで対策を講じていきたいと、そ

のように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

◎ 議案第24号

●藤田議長 日程第7 議案第24号令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第24号令和3年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,348万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,263万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

16ページをお開き願います。

なお、各款の1節から4節及び8節の補正については、人事異動等に伴う増額補正であります。

1款議会費、1項議会費から職員人件費158万9,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に、18ページ、書面規制・押印等見直し支援委託業務280万円を追加。

2目文書広報費に、町勢要覧作成委託業務211万2,000円を追加。

3目財産管理費に、産業活性化施設屋根等補修工事及び駐車場舗装工事1,150万円を追加。

7目企画費に、20ページ、定住促進賃貸住宅建設事業補助金500万円を追加。

9目電算情報管理費に、テレワークシステム導入委託業務325万6,000円を追加するなど、計3,717万円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に豊頃愛生協会新型コロナウイルス感染症対策事業補助金300万円を追加。

3目老人福祉費に、特別養護老人ホームとよころ荘外構整備事業補助金300万円を追加。

6目福祉バス等管理費に、22ページ、患者輸送車購入410万円を追加するなど、計1,225万6,000円を追加。

2項児童福祉費において、1目保育所費にエアコン購入367万円を追加。

24ページ。

2目子育て支援費に、発達支援委託業務16万5,000円を追加。

3目学童保育所費に、修繕料17万5,000円を追加。

26ページ。

4目児童措置費に、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金75万円を追加するなど、計1,088万1,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費にドーム型サーマルカメラ（発熱者感知用）購入210万円を追加。

3目保健指導費に、28ページ、新型コロナウイルスワクチン接種委託業務875万4,000円を追加。

6目し尿処理費に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金305万3,000円を追加するなど、計3,263万円を追加。

2項簡易水道費において、簡易水道特別会計繰出金246万6,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、1目農業委員会費に職員人件費43万4,000円を追加。

30ページ。

2目農業総務費に、畑作構造転換事業補助金3,614万2,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金424万9,000円、緊急農地基盤整備事業補助金510万円を追加。

3目土地改良総務費に、カンカンビラ小沢川河道掘削工事250万円を追加するなど、計5,263万8,000円を追加。

3項林業費において、1目林業総務費に豊かな森づくり推進事業補助金1,536

万6,000円を追加。

2目林道整備費に、32ページ、幹線林道保栄線改良工事800万円を追加。

3目治山事業費に、測量設計委託業務20万円を追加するなど、計2,786万6,000円を追加。

4項水産業費において、毛ガニ資源管理型漁業振興事業補助金395万円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に、34ページ、クーポン券発行事業補助金912万円、プレミアム付特別商品券発行事業補助金2,284万7,000円を追加。

2目観光費に、冬期観光駐車場等整備工事370万円、とよころ産業まつり補助金543万5,000円を追加するなど、計3,541万4,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費から、職員人件費1,177万7,000円を減額するなど、36ページ、計1,164万7,000円を減額。

2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に茂岩高台線ロードヒーティング改修工事4,000万円、茂岩南通歩道設置舗装補修工事800万円を追加。

2目除雪費に、小型凍結防止剤散布機購入220万円を追加。

3目道路新設改良費から、職員人件費345万7,000円を減額するなど、38ページ、計6,808万3,000円を追加。

3項住宅費において、1目住宅管理費に建築確認等手数料6万3,000円を追加するなど、計11万8,000円を追加。

4項河川費において、1目河川総務費にポン牛首川補修工事200万円を追加。

6項公共下水道費において、公共下水道特別会計繰出金92万8,000円を追加。

40ページ。

8款消防費、1項消防費において、1目消防費に感染防護服購入80万8,000円を追加するなど、計207万8,000円を追加。

2項災害対策費において、1目災害対策費に業務継続計画策定委託業務500万円、排水ポンプ車用仮橋製作工事1,800万円を追加するなど、計2,893万4,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費に職員人件費258万6,000円を追加。

42ページ。

3目学校保健費に、小中学校蛇口改修工事249万7,000円を追加するなど、計823万5,000円を追加。

2項小学校費において、1目学校管理費に、44ページ、大津小学校校舎窓改修工

事225万円を追加。

2目教育振興費に、家庭学習用モバイルルーター通信料71万5,000円を追加するなど、計719万円を追加。

3項中学校費において、2目教育振興費に家庭学習用モバイルルーター通信料53万6,000円を追加。

3目学校建設費に、46ページ、豊頃中学校改築工事1億9,400万円を追加するなど、計1億9,998万1,000円を追加。

4項社会教育費において、3目図書館費に移動図書館車購入566万円を追加。

4目える夢館費に、はるにれホールカメラシステム購入308万円を追加するなど、計999万4,000円を追加。

5項保健体育費において、2目体育施設費に体温測定器購入24万6,000円を追加。

3目学校給食費に、厨房空調システム改修工事570万円、48ページ、連続炊飯システム購入630万円を追加するなど、計1,657万6,000円を追加。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費において、2目現年災害復旧費に河川災害補修300万円を追加するなど、計500万円を追加。

2項農業用施設災害復旧費において、1目現年災害復旧費に明渠排水災害補修233万円を追加。

次に、歳入につきましては、10ページを御覧ください。

1款町税、1項町民税に1,972万1,000円を追加。

2項固定資産税に3,301万6,000円を追加。

10款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税8,000万円を追加。

14款国庫支出金、1項国庫負担金に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,024万6,000円を追加。

2項国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,061万5,000円、公立学校施設整備事業補助金9,048万7,000円を追加するなど、計1億5,310万5,000円を追加。

12ページ。

15款道支出金、2項道補助金に畑作構造転換事業補助金3,614万1,000円を追加するなど、計5,677万6,000円を追加。

17款寄附金、1項寄附金に地域福祉寄附金30万円を追加するなど、計35万円を追加。

18款繰入金、1項繰入金に財政調整基金繰入金5,000万円を追加。

20款諸収入、4項受託事業収入に新型コロナウイルスワクチン予防接種料6万8,000

円を追加。

21款町債、1項町債に茂岩高台線ロードヒーティング改修事業3,920万円、14ページ、豊頃中学校改築事業1億230万円を追加するなど、計1億5,020万円を追加。

次に、第2条、債務負担行為の補正につきまして、4ページ、第2表、債務負担行為補正を御覧ください。

表記載の業務委託料及び工事請負費において、限度額を19億7,900万円と定め債務負担行為に追加するものであります。

次に、第3条、地方債の補正につきましては、5ページ、第3表、地方債補正を御覧ください。

過疎対策事業の限度額を4億370万円に改め、緊急防災・減災事業340万円、緊急自然災害防止対策事業3,920万円を追加し、地方債限度額の総額を5億9,270万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりましたが、昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

予算書10ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款町税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 10款地方交付税。

1番石田議員。

●1番石田議員 地方交付税、普通交付税の予算措置について伺いたと思います。

歳出予算にも出てきますが、4月30日の大雨被害状況がそれぞれ予算措置をされていますけれども、これは特別交付税のほうに該当しないのか、普通交付税で見られた理由について伺います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁申し上げます。

特別交付税につきましては、議員御存じのとおり、交付が12月、3月ということもありまして、取りあえず単独の災害については特別交付税申請しても全額当たらない場合が多いので、今回は普通交付税で見させていただきました。

●藤田議長 次に進みます。14款国庫支出金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 15款道支出金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 17款寄附金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 18款繰入金。
(質 疑 な し)

●藤田議長 20款諸収入。
(質 疑 な し)

●藤田議長 21款町債。
(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。
16ページをお開きください。1款議会費、1項議会費。
(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。
説明第1号。渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 予算説明書、1ページをお開き願います。
説明第1号産業活性化施設屋根等補修工事の施工について御説明いたします。
現在、2店舗が貸付を受け営業を行っている町有建物の屋根等補修を行うため、令和3年度において、次のとおり産業活性化施設屋根等補修工事を施工することとし、第2款総務費に計上したものであります。
施工位置については、次ページに施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要について、御説明いたします。

対図番号1ページ、産業活性化施設屋根等補修工事。

工事予算額、900万円。

工事内容、屋根等補修、633平方メートル。シャッター補修一式。

この工事は新規となります。

2に、契約方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 伺います。

ただいまの説明で、この900万円の予算を提案されていますが、屋根の補修、それからシャッターというのは、これは表ですか、裏ですかというのをお聞きします。

それと、産業活性化施設というのは本町の財産であります。本通りのほうは面通りというか、正面は非常に整備されています。ところが、裏側の1線通りは隣地、隣の方々やその基礎を見ても、もう劣化しているのですね。あるいは架台そのものが、あれは多分下から上にもものを上げるときの、簡単に言うとエレベーター、ダムウェーターでしょう。そういうものももうさびている。こういうものについての予算も、私見るべきではないかなと、この機会に。そういうところの検討、考えはいかがですか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

今の御質問の関係でございますが、屋根と今指摘のございました柱等、東1条通り側のほうの関係も結構傷んでいる部分もございますので、そこら辺を併せて補修していきたいなと思っております。

また、舗装工事の中で、先にシャッターの部分ですが、店舗の入り口2か所及び東1条側のほうの出入口ですね、そちらのほうのシャッターにつきましても補修をしたいなということで考えております。

また、舗装につきましては、店舗前も行いますし東1条側のほうも行いますので、指摘のとおり大分東1条側もよい形にはなるかなとは思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 理解しました。

特に、今課長の説明の中でいろいろと想像しながら聞いているのですが、隣の方々の住民との境界、あるいはそれについての整理整頓、もう自然の雑草とか、あるいは雑木というのですかね、そういうものも邪魔しているように見えます。なかなか町民はそこまで町のために遠慮して言わないのだろうと思いますね。その辺も常日頃やはり神経を持っていただいて、その辺の管理をしてもらうように御努力をお願いしたい。そういうことについての担当の課長の意気込みちょっとお聞きします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 ただいま御質問ありました件につきましては、早急に周りの環境等

確認しながら対応を図ってまいりたいと思います。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 この産業活性化施設の駐車場の舗装工事250万円とありますけれども、これは現在ある駐車場を新たに舗装するということですか。説明書を見ますと、この説明書にはないのですが裏の図面を見ますと、駐車場の補修となっていますけれども、現在ある舗装の上にオーバーレイか何かされるのか、新たに舗装されるのかどうなのか伺います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

舗装につきましては、現在の上にオーバーレイするような形で考えておりましたが、店舗部分の入り口のほう、ちょっと一部傾斜になっている部分もあるのですが、そこら辺滑り止め対策等も行いたいなという形では考えております。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 次の質問に移ってよろしいですか。

1 目の一般管理費の中で、政策参与報酬の予算が措置されておりますが、町長の行政報告の中でも政策参与の委嘱についてというお話がございました。政策参与につきましては、特定の方のお名前が報道されていたように記憶しておりますが、今議会の中では、この行政報告の中でそういうお話がされておりましたけれども、議会にとっては報道前にいろいろなお話をさせていただかなかったなということを思いますと非常に私は残念に思っているわけであります。

この政策参与の報酬なのですが、具体的には行政報告にありましたようなお話で理解をいたしましたけれども、この30万円の報酬なのですが、これは月額に対する月数で算定されたのか、年額報酬なのか、その辺ちょっと先に伺いたいと思います。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 答弁申し上げます。

これは、3万円の6月からの10か月分ということで30万円の予算を見させていただいております。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 月3万円で10か月という算定だということで理解をいたしました。

この政策参与の業務なのですが、専門的な立場から政策の助言や提言、関係機関の橋渡しを担っていただくという重要な業務を担うわけであります。そういうことを考えますと、それに沿った報酬といたしますか、対価に対する報酬の決定があってもいい

のではないかなというふうに思いますけれども、この報酬についての見直しをする考えがあるのかどうかお伺いします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員の御指摘等につきまして御答弁いたしますけれども、今回政策参与ということで設けさせていただいたということは、行政報告の中でこういった意図だということは説明はさせていただきましたが、今後町政執行していく上で、国や道の制度上の課題や事業実施の可能性など、総合的な見地から御意見を頂いて判断していく状況が多くなるということがこれからあるのでないかと、そういうふうに思っております。その対応として、専門的な立場から助言、提言、関係機関との政策推進の一助を担っていただくということで設けさせていただいたところでございます。

既に報道のほうには出ているということでございますので、どなたがというのが御承知かと思うのですが、本町内に居住しております大崎浩さんという方を委嘱を予定をしているところでございます。この方は、道庁に勤務されておりました、その退職後民間にも勤務されていたという実績がありまして、昨年度本町に転入されてきた方でございますけれども、道庁OBや、あと現職にも知り合いの方が多数おられまして、道庁勤務時には副知事秘書、宗谷総合振興局の副局長、経済部の国際観光局長などを歴任されまして、私もそういった意味では、今後何かしら判断するときにご相談したりですとか、そういった部分には適任な方であると、そんなふうに思いましてお願いしたいというふうに思っております。

議会のほうに先にいろいろと御相談するという部分の中での配慮は欠けていたところというのは、大変申し訳なく思っております。

そのほか、報酬の関係につきましては、取りあえず今回30万円ということで月額3万円ということでございます。新たな役職というところなものですから、この後、そういったお願いする度合いがどれぐらい出てくるかということも判断いたしまして、ひとまずはこのような形でお願いしていきたいなど、そのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

4番岩井議員。

●4番岩井議員 政策参与についてお伺いいたしますけれども、まず初めに政策参与の任期はどのように見ているのでしょうか。

●藤田議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 非常勤特別職になりますので、毎年度更新することになりますので、取りあえず今年度は令和4年3月31日までとなります。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 私、政策参与の新設そのものは否定するものではありませんけれども、町政を担っていく上で最も重視しなければならないことは、事務方のプロの集団である町職員との密なる連携を保ちつつ信頼関係を築くことが大切でないかというふうに考えております。按田新町長に対しては、町民が望むところの新たな感覚、新改革、これで町政を担っていくことが特に必要不可欠と考えておりますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員のおっしゃるとおり、まずは当然のことながら職員と共に町政の執行をしていくということが基本になると私も思っております。その上で、やはり北海道ですとか、国ですとか、そういったところにいろいろな仕事の関係で要望等調整含めまして行ったときにも、なかなか突然というか、アポを取りながら行っても響かないというところがありますので、そういった部分ではやはりそういったつながりのある方に間を取り次いでもらったりしていく場面もあってもいいのではないのかというところで考えております。

そのほか、この方非常に経歴もいろいろありますので、そういった場面だけでなく職員に対する研修ですとか、そういった部分にもぜひ関わっていただきたいと、そのように私思っているところでございます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●4番岩井議員 回答を求めるものではありませんけれども、豊頃町の顔、これは按田武町長だということを私ははっきりと申し上げておきたいと思えます。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 その言葉、心に自負して頑張っていきたいと思えます。ありがとうございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 7目の企画費についてお伺いしたいと思います。

18節の負担金補助及び交付金の中で奨学金返済助成金というのがあります。聞き慣れない助成金なのですが、この内容はどのような内容になっているのか、要件がどのようなになっているのか、対象者も含めて御説明いただきたいと思えます。

●藤田議長 箇木企画課長。

●箇木企画課長 御答弁申し上げます。

この奨学金返済につきましては、Uターン新規学卒者で30歳以下の者、町内に住

所を有し町内事業所に就業している者に、奨学金の一部を助成するものでございます。

対象経費といたしましては、就業した際返済している奨学金のうち、元本相当の9割以内、月額1万円を上限に助成するものでございます。

ここで言う奨学金といたしましては、日本学生支援機構第1種奨学金及び日本学生支援機構第2種奨学金でございます。

助成期間は36か月、助成金は豊頃町商品券で交付する予定でございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 この返済助成金にあたって、何か規定みたいなようなものがつくられて実施されるのですか、その辺伺います。

●藤田議長 楠木企画課長。

●楠木企画課長 この事業につきましては、要項を作成し告示をして実施しようと思っております。

なお、今回御承認いただいた暁には、各事業所のほうを訪問しながら、こういう制度がありますよということで、例えば求人へのアピールの一つになればと考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

20ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費。

1番石田議員。

●1番石田議員 1目の社会福祉総務費について伺います。

社会福祉一般経費の中の負担金補助及び交付金の中で、日本赤十字社豊頃町分区補助金が36万円、これは当初39万円の予算措置がされておりますけれども、追加分の理由について御説明いただきたいと思っております。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

日本赤十字社豊頃町分区補助金につきましては、日本赤十字社が行うAEDの共同購入に申し込むものであります。当初の3台分に加えまして、このたび新たに3台分を追加して購入しようということで、36万円計上させていただきました。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

22ページをお開きください。2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 26ページ、4款衛生費、1項保健衛生費。

1番石田議員。

●1番石田議員 1目の保健衛生総務費について、お伺いをしたいと思います。

失礼いたしました。3目の保健指導費について、お伺いをしたいと思います。

19節の扶助費、PCR検査なのですが、このPCR検査の対象人数と、執行方針の中でもうたわれておりましたが、「重症化が懸念される高齢者や基礎疾患を有する方々にPCR検査を実施する助成費用」ということで執行方針には載っておりましたが、この方たちのPCR検査なのか。この扶助費は費用の一部を助成するのか、全額助成するのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 答弁申し上げます。

PCR検査助成費につきましては、議員おっしゃるとおり、町政執行方針のほうにも述べさせていただきました、重症化の危険性がある高齢者の方、並びに基礎疾患を有する方、あと感染の拡大ということで感染のおそれがある方ということを対象に助成してまいりたいと考えてございます。なお、助成については一部ということで、1人当たり2万円を助成していきたいと思っております。PCR検査の費用につきましては、医療機関によって様々ございますが、おおむね2万円から3万円ぐらいの範囲で行われるというふうに認識してございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 管内では全町民に対してPCR検査費用の一部を助成している、そういう町村もありますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて、町民に広く使ってもらい感染拡大の抑制につなげるためにも、PCR検査を行っていくべきと考えますが、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 対象者の内容につきまして、先ほど福祉課長が説明したとおりでございますけれども、この後、この感染拡大がこういった形に進むかという部分もございません。前回、3月の定例会のときにも、このPCR検査の助成については御質問が出されていたように思っておりますが、今回少しでも不安な方の助けになるような形で経費の一部助成をできればというような形で制度設計させていただきました。

今後のウイルスの拡大状況、町内含めまして考慮しながら今後考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 希望する町民がこのPCR検査を受けられるような、やっぱり安心して暮らせるような、そういうことも考えますと、希望する町民にはぜひ実施していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 今後検討してまいります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。28ページ、2項簡易水道費。

(質疑なし)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

(質疑なし)

●藤田議長 3項林業費。

説明第2号。岩城産業課長。

●岩城産業課長 予算説明書3ページを御覧ください。

説明第2号幹線林道保栄線改良工事の施工について御説明いたします。

このたび、経年変化、劣化等により機能が低下している林道の一部改良を行いその機能の向上を図るため、次のとおり幹線林道保栄線改良工事を施工することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

工事概要について御説明いたします。

工事施工位置につきましては、裏面にお示ししたとおりで、工事名は幹線林道保栄線改良工事。工事予算額800万円。工事内容につきましては、排水施設工6箇所、新規工事であります。また、契約の方法は指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。32ページ、4項水産業費。

(質疑なし)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

(質疑なし)

●藤田議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

説明第3号。越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書5ページをお開き願います。

説明第3号町道維持補修工事の施工について御説明いたします。

町道の凍結防止対策や通学路確保のために歩道設置を行うため、令和3年度町道維持補修工事を施工することとし、第7款土木費に計上したものであります。

工事位置については、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

対図番号1ページ。

工事名、茂岩高台線ロードヒーティング改修工事。工事予算額、4,000万円。工事内容、ロードヒーティング更新。延長78メートル（電機・機械設備更新・舗装）で継続事業であります。

対図番号2ページ。

工事名、茂岩南通歩道設置舗装補修工事。工事予算額、800万円。工事内容、歩道設置延長100メートル、幅員2.5メートル。舗装補修延長100メートル、幅員6.0メートルであります。

新規事業であります。

契約方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありますか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 対図番号というか、ページ数は1ページなのですが、ロードヒーティングの改修工事ということで4,000万円、これについてはロードヒーティングなので、通行量の頻度によっては相当劣化率が高いのかなという考えがあります。非常に頻度が高いのだらうと思います。

これについての施工の仕方というのを、本町はいろいろなところにロードヒーティングは設置されています。こういうものでは、今回提案されているロードヒーティングのこの部所と、それから他所とどう違うかということによっては、施工の仕方の改善・改良を考えなければいけないのではないのかなと。特に、ここでは舗装と電機と機械設備ということになっています。これらについての考え方というのはどうしたらいいのかというところを説明いただけますか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御説明申し上げます。

今回の場所は役場前の体育館のほうへ向かう町道になってございまして、この場所につきましては、基本片側交互通行で施工ができるかなと思っております。ほかの場所では幅員が狭い場所であっては、全面通行止めにして施工しなくてはいけない場合もございますが、今回は基本片側通行で施工を行えばなという形で進めております。

ただ、一部配線等行わなくてはいけない部分がございますので、一時的な通行止めを行わなくてはいけない部分もございますが、基本的には片側通行で施工できるかなということで考えております。

また、今年施工する部分に関しましては、役場前のほうを迂回しまして茂岩高台線という町道になりますが、坂口金物屋の横の通路のほうを迂回して通るという形もできますので、今年の場合はそういうような形で交通開放をうまく行いながら施工できるかなということで予定しております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 施工の仕方、手法については今説明理解します。

私が尋ねたのは今回の提案されている場所と、それから茂岩神社の警察署のところから上がるロードヒーティングと、それから礼作別のS字になっているところのロードヒーティングの、この施工の度合いというのは同じものなのかということを知っているわけです。もし頻度が高いところであれば、それなりの材料とか機器とか、あるいはアスファルトの厚さとか、あるいはアスファルトの内容の改善だとか、そういうものが考えられるのかどうなのか。同一のものを、今言った例えば3か所が同じ手法で仕様されているのかどうかということを知っているのですね。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 説明が足りなくて申し訳ございません。

今議員おっしゃられるような舗装等の仕様につきましては、ロードヒーティング、こちらは舗装を温めるような形になっても耐え得るような合材を使用するような形で当初から行っておりますので、同じような方策でいきたいと思っております。

ヒーティングの種類につきましては、現在使用しているものがなかなか断線した場所が特定しづらい、できない部分等ございまして、年数経過してしまうとなかなか場所が選定しづらい、補修できづらい場所が多分に多いものですから、今回から使用する材料につきましては、補修のしやすい、切断の場所等も判定しやすいものを選定するような形で考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 よく分かりました。

したがって、今後のことについてなのですが、やはりそれだけの学習をしていれば、それらについての場所によってはアスファルトの厚みでないなど、仕様も若干違うなど、そうするとその下に張ってある配線のヒーティングだなどという材料の資質によるものだということが今分かるのですね。ですから、それらについて十分今後のほかのロードヒーティングをやるときの寿命が来たとき、そういうものの検討というか、予算4,000万円ということですから、これは耐用年数、私聞くのを忘れてましたが、何年でこの更新をしているのか、あるいはそれも含めて今後大いに学習をして検討してもらえればなという考えをしています。それについての実務者の考え方をお聞きします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 ただいまの路線につきましては、今年、今年度と来年度と2か年で施工し完了させたいなという形で考えております。

また、今後のほかの路線に関しましても、支障が出てきた場合にはいろいろ修繕を主にまず行いながら維持をしていきながら、修繕が難しい場合はまたいろいろな対策を取っていきたいということで日々研究してまいります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。38ページ、3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費。

1番石田議員。

●1番石田議員 この消防費の中で備品購入費、集団感染予防用テントと感染防護服ですか。それぞれ何人用のテントを何張購入されるのか。また、防護服は何着購入されるのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 江口消防署副署長。

●江口消防署副署長 御答弁させていただきます。

まず、集団感染予防用テントですが、こちらは3メートル掛ける6メートルで高さ2メートルほどのものを2基購入計上しております。こちらの使用用途としましては、感染予防用として緊急な隔離待機所が必要な場合や一時的な待機室など、感染症

のリスクを低減するために効果的なワンタッチ式のテントとなっております。

次に、感染防護服ですが、使うものは再利用できない使い捨てのものを使用しているのですが、こちらは消毒または洗浄等により再利用できるものであり、風雪や雨などにも耐久性の高い防護服となっております。こちら18着という根拠は職員数の18着を計上してあります。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 テントのほうなのですが、2張用意するということなのですかけれども、1張何人用のテントなのでしょう。

●藤田議長 江口消防署副署長。

●江口消防署副署長 こちらのテントの用途なのですが、消防の救急隊やその活動する職員がこの中で一時待機所として活動の拠点とするためのテントということで、広さ的に考えると傷病者の方を何人もそこに収容するという形ではなくて、なるべく距離を取った形で最大数5名とか6名とか、そういった形の人員数を一時的に待機させる場所として考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。2項災害対策費。

説明第4号。越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書9ページをお開き願います。

説明第4号排水ポンプ車用仮橋製作工事の施工について御説明いたします。

本工事は内水対策として排水ポンプ車要請時の道道通行止め回避を目的としたものであります。

また、今年度北海道開発建設部で可搬式排水ポンプを豊頃町用として配置予定であることを受け、背負樋門に配置することとし、令和3年度排水ポンプ車用仮橋製作工事を施工することとし、8款消防費に計上したものであります。

工事位置については、次ページから施工位置図を添付してありますので御参照願います。

1、工事概要について御説明いたします。

工事名、排水ポンプ車用仮橋製作工事。工事予算額1,800万円。工事内容、背負地区冠水時道道仮橋、延長16メートル、幅員4.5メートルで新規事業であります。

契約方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 ただいま説明を受けましたが、排水ポンプ車用の仮橋製作工事、以前の治水対策の中で、排水ポンプを保護する仮橋を背負と安骨ですか、この2か所に製作されまして、今それぞれその場所に設置されていると思いますけれども、保管されていると思います。その橋と今回製作されるこの仮橋、何か同じような感じするのですけれども、違う点があるのですか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 今、御質問ありました、以前造ったものですが、以前造ったものが安骨樋門と旅来第2樋門のほうに常備してございます。

開発建設部のほうでも池田河川事務所のほうに配備する排水ポンプ車ですね、そのほうも増強されるという予定もございまして、要請時、いつでも要請できるような体制と、あと開発建設部のほうで豊頃町用として排水ポンプ車を背負地区で28年に道道が通行止めになったことを受けまして、豊頃町専用として茂岩地区のほうに可搬式の排水ポンプを常備してくださるという形で今年度予算化していただいておりますので、それに対応するための背負樋門ですね、そちらのほうに常備できる同じような仮橋という形で考えております。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 そうしますと、前に造った仮橋と2基そこに保管するようになるのでしょうか。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 私のほうからお答えさせていただきます。

今、施設課長のほうからお話があったとおり、もう既に2基整備されているところでございます。それにプラス1基ということになりますけれども、本件につきましては、平成28年の大雨、台風被害から町も含めまして期成会等と樋門が閉まったときの体制という部分を含めまして、ポンプですとか樋門の設置ですとか、そういったところを要請をしてきてございます。その結果、先ほど施設課長申しましたとおり、開発建設部のほうで可搬式ポンプの配置ですとか、あとポンプ車の増強ということで優先的に豊頃町のほうに回していただけるような形というふうなことになってございます。その際、安骨と旅来第2樋門のところはもう既に仮橋できていますので、ポンプ車が来ても道道を通行止めしなくても大丈夫ということになります。樋門を閉めたときに背負の樋門のところも道道が冠水して通行止めになってしまうというようなこ

ともありますので、そういった部分を解消するために今回そこにも仮橋のほうを製作して、釜場のほうに設置しておいて、いつでもそういった災害時に対応できるようなことをしたいというようなことで考えている次第でございます。よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。9款教育費、1項教育総務費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 3目学校保健費、工事請負費でございますけれども、小中学校蛇口改修工事につきましてお聞きいたします。

小中学校蛇口改修工事につきましては、豊頃小学校、大津小学校、豊頃中学校の3校の改修工事なのかということと、それからこの蛇口について、いわゆるセンサータイプのものなのかお聞きいたします。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

まず、対象になる学校なのですけれども、町内の小学校2校、中学校1校、全校対象とさせていただいております。

この蛇口なのですが、現在回転式のこういう蛇口のものをレバー式とセンサー式、場所によって使い分けて改修させていただくものでございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。

説明第5号。森教育課長。

●森教育課長 予算説明書11ページをお開きください。

説明第5号豊頃中学校改築工事（建築主体工事）の施工について御説明いたします。

本件につきましては、令和4年度の完成予定で、移転改築を計画しております豊頃中学校校舎の建築主体工事部分につきまして、第9款教育費に計上したものであります。

工事概要ですが、工事名、豊頃中学校改築工事（建築主体工事）。工事予算額、1億9,020万円。工事内容、杭工事一式、支障物撤去一式であります。

なお、参考として次のページに施工位置図を添付してございます。

契約の方法につきましては、一般競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。46ページ、4項社会教育費。

説明第6号。森教育課長。

●森教育課長 予算説明書13ページをお開きください。

説明第6号移動図書館車の購入につきまして御説明いたします。

本件につきましては、平成3年度に購入いたしました移動図書館車につきまして、エンジントラブルや車内暖房の故障等老朽化が激しいため更新することとしまして、第9款教育費に計上したものであります。

事業概要ですが、事業名、移動図書館車更新事業。事業予算額、566万円。事業内容、移動図書館車1台。車種につきましては、ロングワイドバンハイルーフトタイプを予定してございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定してございます。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。5項保健体育費。

説明第7号及び8号。森教育課長。

●森教育課長 予算説明書15ページをお開きください。

説明第7号学校給食センター厨房空調システム改修工事の施工について御説明いたします。

本件につきましては、給食センター開設時から使用しております厨房内の空調設備につきまして、冷房機能に不具合が生じていることが確認されましたので、空調システムを更新することとし、第9款教育費に計上したものでございます。

工事概要ですが、工事名、学校給食センター厨房空調システム改修工事です。工事予算額、570万円。工事内容につきましては、エアコン室外機1台、エアコン室内機3台を設置するものであり、平成9年度に設置しました設備を更新するものであります。

契約方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

続きまして、予算説明書17ページをお開きください。

説明第8号学校給食センター連続炊飯システムの購入について御説明申し上げます。

本件につきましては、給食センター開設時から使用しております炊飯システムにつきまして、定期点検時に機械内部にさびや剥離箇所があることが確認されましたので、機器を更新することとし、第9款教育費に計上したものでございます。

事業概要ですが、事業名、学校給食センター連続炊飯システム更新事業。事業予算額、630万円。事業内容、連続炊飯システム一式。内訳としまして、小型炊飯システム1台、むらしコンベア1台、炊飯釜反転機1台、ほぐし台1台であり、平成9年度に購入した備品を更新するものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定してございます。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。48ページをお開きください。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項農業用施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 1点お聞きします。

予算書の47ページ、先ほど説明ありました中学校の工事請負費の関係です。

この説明の中には建築主体ということで1億9,020万円、このほかにここに予算として電気だとか、機械設備とありますが、同時にこの建築主体と発注するという考えなのですか。それとも別々という考えでいいのですか。

●藤田議長 森教育課長。

●森教育課長 御答弁申し上げます。

建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事ということで計上させていただいておりますが、いずれも同じ時期に入札を行いまして発注する予定でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 入札の、今説明ありました。この説明の中で、ほかの説明の中に全

て指名競争入札という格好になっています。ところがこれだけが一般競争入札で、何か理由がございますか。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

この工事につきましては、予定価格も非常に膨大で工期も令和4年度までの2か年ということであることから、一定程度の入札参加資格等に条件を付しまして競争入札を行う中で、本町にとって最も有利な条件を持って契約の相手方を決定することとしてまいりたいと考えております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に5ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第25号

●藤田議長 日程第8 議案第25号令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 補正予算書53ページを御覧ください。

議案第25号令和3年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,646万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、歯科診療所用スリッパ用殺菌庫購入に伴うものであります。

補正予算の内容については、歳入歳出事項別明細書62ページ、歳出から御説明いたします。

3款歯科診療所費、1項歯科診療所費、1目歯科診療所管理費に業務用備品購入費19万5,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては60ページを御覧ください。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に歯科診療所管理費19万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

60ページをお開きください。2款繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

62ページをお開きください。3款歯科診療所費。

(質疑なし)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

●藤田議長 日程第9 議案第26号令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書65ページをお開き願います。

議案第26号令和3年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ766万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億72万円と定めるものでございます。

本補正予算は、公営企業法適用固定資産評価・台帳作成及び水道本管施設補修によるものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書により、76ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費において、簡易水道一般経費に委託料、公営企業法適用固定資産評価・台帳作成業務として527万5,000円を、簡易水道施設維持補修費に豊頃大橋横水道本管補修工事430万円を追加するなど、合計766万6,000円を増額するものであります。

次に74ページ、歳入について御説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金に一般会計繰入金246万6,000円を追加。

5款町債、1項町債、1目簡易水道債に公営企業法適用固定資産評価・台帳作成事業520万円を追加補正するものでございます。

次に、第2条、債務負担行為の補正は補正予算書68ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正は、公営企業法適用固定資産評価・台帳作成業務期間を令和3年度から令和4年度までとし、限度額1,055万円を追加するものであります。

続いて、第3条、地方債の補正であります。

補正予算書69ページをお開き願います。

第3表、地方債の補正は、公営企業会計適用事業として520万円を追加し、補正後の限度額を9,320万円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

74ページをお開きください。3款繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 5款町債。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

76ページをお開きください。1款総務費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 1目一般管理費でございますけれども、その中の14節工事請負費のことで質問させていただきます。

豊頃大橋横水道本管補修工事でございますけれども、まずこの工事の工期はいつ頃なのかということと、それからこれによって給水止めが発生するのかということ。いわゆる豊頃大橋の工事でございますし、通行止め等の支障は発生しないのかということと、それに対して地域住民にどのような時期に周知があるのかということについて質問させていただきます。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

本箇所は豊頃大橋より中央区側のほうに行った部分で、ちょうど十勝川の築堤左岸側ですね。左岸側の取付けがございますけれども、そのちょうど中央区側寄りのほ

うになっていまして、橋よりはずれております。

工期のほうですけれども、本議会予算決定後、速やかに工事を発注し早期対応をしたいなということで考えておりまして、工事のほうも地域住民の方に迷惑かからないような不断水、断水をしないで済むような方向でいければなということで工法を考えております。

また、国道のほうの通行止めの関係ですけれども、実は国道の管理者とも協議しまして、片側通行での施工を予定しております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、68ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、69ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号

●藤田議長 日程第10 議案第27号令和3年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書 81 ページをお開き願います。

議案第 27 号令和 3 年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

第 1 条、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,000 万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,832 万 2,000 円と定めるものでございます。

本補正予算は、公営企業法適用固定資産評価・台帳作成及び茂岩下水浄化センターの曝気装置・運転制御設備更新によるものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書により、92 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費において、公共下水道一般経費に委託料、公営企業法適用固定資産評価・台帳作成業務として 1,550 万円を増額。

2 項施設管理費、2 目下水道施設整備費に下水道施設改築更新工事に 5,400 万円を追加するなど、合計 5,450 万円を増額するものでございます。

次に 90 ページ、歳入について御説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金に社会資本整備総合交付金事業 2,557 万 2,000 円を追加。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金に一般会計繰入金 92 万 8,000 円を追加。

7 款町債、1 項町債に社会資本整備総合交付金事業 2,557 万 2,000 円、公営企業法適用固定資産評価・台帳作成事業に 1,550 万円を追加補正するものでございます。

次に、債務負担行為の補正は、補正予算書 84 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為補正は、公営企業法適用固定資産評価・台帳作成業務、期間を令和 3 年度から令和 4 年度までとし、限度額 3,100 万円を追加するものであります。

続いて、第 3 条、地方債の補正であります。

補正予算書 85 ページをお開き願います。

第 3 表、地方債の補正は、下水道事業及び過疎対策事業の限度額をそれぞれ 1,770 万円とし、公営企業会計適用事業として 1,550 万円を追加し、補正後の限度額を 5,090 万円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時32分 再開

●藤田議長 再開します。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 失礼いたしました。

90ページ、歳入のほうで御説明間違いがございましたので、訂正させていただきます。

7款町債、1項町債で、社会資本整備総合交付金2,800万円、公営企業法適用固定資産評価・台帳作成事業で1,550万円の誤りでしたので、訂正させていただきます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

90ページをお開きください。

●藤田議長 3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

92ページをお開きください。1款総務費。

説明第9号。越谷施設課長。

●越谷施設課長 予算説明書19ページをお開き願います。

説明第9号下水道施設改築更新工事について御説明いたします。

本工事は、下水道施設長寿命化計画に基づき対策が必要とされた設備の更新を実施していくものであります。

令和3年度茂岩下水浄化センターの集水装置設備更新を予定しており、追加で曝気装置設備・運転制御設備更新をすることとし、公共下水道特別会計、第1款総務費に計上したものであります。

工事概要について御説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。工事名、下水道施設改築更新工事。工事予算額5,400万円。工事内容、茂岩下水浄化センター曝気装置設備更新一式で、継続事業であります。

施工位置図については、次ページについていますので御参照願います。

なお、契約の方法については、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に84ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に85ページをお開きください。

第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号

●藤田議長 日程第11 議案第28号豊頃町外通勤者助成金交付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鍋木企画課長。

●鍋木企画課長 議案第28号豊頃町外通勤者助成金交付条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案の改正趣旨及び改正内容につきまして、別紙議案説明書、説明第1号により御説明しますので、1ページを御覧ください。

本案は、豊頃町外通勤者助成金交付条例に定める交付対象者及び助成期間及び基準日、助成金の交付期日について、分かりやすく効果的な制度運用を図るために改正するものであります。

改正内容は、第2条第1項第1号を、「毎年度4月1日の前日における満年齢が18歳以上60歳未満の者。」を「第4条に規定する助成期間の属する年度の末日において満年齢が60歳以下の者。」に。

第4条に規定する基準日を、上半期は「9月15日」から「10月1日」に、下半期を「3月15日」から「4月1日」に。

第6条に規定する助成金の交付期日を、上半期は「10月末日」から「11月末日」に、下半期を「4月末日」から「5月末日」に、それぞれ改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1番石田議員。

●1番石田議員 ただいまの条例の改正内容について説明をいただきました。

第2条では、「満年齢18歳以上から60歳未満の者」が改正されまして、「60歳以下の者」になっておりますけれども、「18歳以上」のこの文言がなくなったということは、60歳以下の者であればどの辺まで、何歳まで適用されるのか。

それと、質疑3回ですから、続いてお聞きしたいと思いますが、次の第4条でありますけれども、下半期の基準日が3月15日に現行はなっておりますけれども、これを4月1日に改正すると。下半期ですから、基準日を4月1日にすることは翌年度の4月1日になるのはちょっと不自然だなと思っておりますけれども、3月31日ではいけないのでしょうか、その辺もお伺いしたいと思います。

それと、助成金の交付時期ですけれども、基準日がそれぞれ延びていますので、当然交付期日も延びるのだらうと思っておりますけれども、下半期の5月末日までというのは大体2か月ぐらいありますけれども、そんなに時間かかるのでしょうか。5月は出納閉鎖期間の時期なので、できるだけこういうところに集中して支出行為が行われるよ

うにしなければいいのではないかなと思いますけれども、1か月か1か月半ぐらいで事務処理ができないのかどうか、その点も含めて御説明いただきたいと思います。

●藤田議長 箇木企画課長。

●箇木企画課長 御答弁申し上げます。

1点目の御質問でございますが、18歳未満の者について何歳までかということだったと思います。今回の60歳以下の者であれば対象に何歳でもなるというふうに考えております。ただ、今回の要件につきましては、交通機関を利用して、または自動車等を使用して通勤していること、高等学校、専門学校、大学に在学していないことというのがもともと要件に入っておりますので、この要件を満たしていれば年の下限の部分には特に設けていないところでございます。

2点目の3月31日で下半期はよろしいのではないかとということでございましたが、今回この制度を運用するに当たって、15日としていたものにつきましては、上期はいいのですけれども、下期については申請者ですとか、あと事業所の証明書もらうのに事業所からもいろいろ問合せがあるものですから、4月1日にすることで今回の会計の歳出の部分については翌年度の会計で支出することとしていることから、4月1日を基準日としているところでございます。

3点目、支出の末日ですけれども、これにつきましては基準日の改正に伴い申請書の提出期限が基準日の末日までとなっていることから助成金の交付期日も変更するものでございますが、ただし、これまで同様申請のあったものにつきましては速やかに交付するというところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 29 号

●藤田議長 日程第 12 議案第 29 号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案書 3 ページを御覧ください。

議案第 29 号豊頃町介護保険条例の一部改正について提案理由を御説明いたします。

今回の改正につきましては、消費税の引上げによる増収分を財源とし、所得の少ない第 1 号被保険者に対して行われる介護保険料の軽減措置並びに新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を継続することとして、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容について、議案説明書 3 ページ、説明第 2 号により御説明いたします。

初めに、所得の少ない第 1 号被保険者の第 1 段階から第 3 段階までの区分に該当する方の保険料率の軽減措置に規定しております条例第 2 条第 4 項におきまして、「令和 2 年度」を「令和 3 年度」に改め、第 1 段階について規定する同項第 1 号中、「17,500 円」を「17,400 円」に、第 2 段階について規定している第 2 号中、「29,100 円」を「28,900 円」に、第 3 段階について規定しております第 3 号中、「40,700 円」を「40,500 円」に改めるものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の軽減措置について規定しております附則第 7 条中、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改めるものであります。

なお、附則として第 1 条に施行期日を、第 2 条に保険料率に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第30号及び議案第31号

●藤田議長 日程第13 議案第30号豊頃町立豊頃医院条例の一部改正について、及び日程第14 議案第31号豊頃町立大津診療所条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

議案第30号及び議案第31号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案書5ページ、議案第30号豊頃町立豊頃医院条例の一部改正について、及び議案書7ページ、議案第31号豊頃町立大津診療所条例の一部改正について、関連がございますので一括して提案理由の御説明をいたします。

今回の改正につきましては、豊頃町立豊頃医院及び大津診療所の管理運営について、指定管理者の制度の導入を図ることができるよう所要の改正を行うものであります。

それでは、議案説明書5ページ、説明第3号豊頃町立豊頃医院条例の一部改正についてから御説明いたします。

初めに、第3条の見出し及び本則中、「任務」を「目的」に改め、第4条に第3号として、「その他町長が必要と認める診療科目」を追加し、病床数について規定しております第5条を削り、第6条の見出しを「豊頃医院が行う業務」に改め、同条本則中「診療」を「業務」に改め、同条を第5条とし、第5条の次に第6条として「指定管理者による管理」について、第7条として「指定管理者の指定手続等」について、第8条として「指定管理者が行う業務」について、第9条として「指定管理者の責務」について定めるものであります。

次に、第7条を第10条とし、第8条を「診療日及び診療時間」については「規則で定める」旨に改め、同条を第11条とし、「入院及び退院」について規定している第9条を削り、第10条を第12条とし、「委任」について規定している第11条の条文整理を行い、同条を第13条とするものであります。

なお、附則として施行期日を公布の日からと定めるものであります。

次に、議案説明書7ページ、説明第4号豊頃町立大津診療所条例の一部改正につい

て御説明いたします。

第3条の見出しを「目的」に改めるとともに所要の条文整理を行い、第4条に第3号として、「その他町長が必要と認める診療科目」を追加し、第5条の見出しを「大津診療所が行う業務」に改め、同条本則中「診療所」を「大津診療所」に、「診療」を「業務」に改め、第5条の次に第6条として「指定管理者による管理」について、第7条として「指定管理者の指定手続等」について、第8条として「指定管理者が行う業務」について、第9条として「指定管理者の責務」についてを追加し、第6条を第10条とし、第7条を「診療日及び診療時間」については「規則で定める」旨に改め、同条を第11条とし、第8条を第12条とし、「委任」について規定している第9条の条文整理を行い、同条を第13条とするものであります。

なお、附則として施行期日を公布の日からと定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第30号豊頃町立豊頃医院条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 指定管理者制度による豊頃医院の運営体制について伺いたいと思います。

これまでも豊頃医院の運営については、議会も特にこの町の大きな課題だなということで議論をしてまいりました。また、事前に理事者から運営体制についてお話があったり協議されたりしてきたわけですが、本日ここに指定管理者制度による議案が提出されておりますことを、もう少し前もって議会のほうにもお話いただけたらなというふうに今思っております。

今年3月5日の定例会の行政報告で、現医院長が本年10月中を持って退任したい旨の申出があったと報告され、その後も町民が安心して医療を受けられる体制を確保するため鋭意努力されてきていると思います。

今回の一部改正は、医院の管理運営業務等を指定管理者制度に移行しようとする改正ですが、10月までの期間を考えると、現在相手方との交渉が進んでいると思いますが、どこまで進行しているのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 御答弁申し上げます。

現在の段階では、指定管理者となるべく法人並びに個人等を含めまして、数件の交渉先等に情報提供を求めている段階でございます。

●藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 今申し上げたように、10月までの時期を考えると、まだまだもっとお話が進行していなければならないというふうに思いますけれども、町民の命と健康を守るために一次医療機関から二次医療機関の連携により安心して町民が治療が受けられるような医療体制の確保に努めていただきたいと思いますし、地域医療として唯一の豊頃医院の運営に引き続き努力していただきたいと思います。

● 藤田議長 按田町長。

● 按田町長 今、石田議員のお話篤とお伺いいたしました。

いずれにしても、今後調整を早急に進めまして、しかるべき時期が来ましたら議会へ説明するようしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

● 藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6 番大崎議員。

● 6 番大崎議員 極めて具体的にお聞きしたいと思うのですが、本町において医療体制についての形態が従来からこのような指定管理者制度というものに移行されます。

したがって、管内を一つのエリアとして、この指定管理者制度というのはほかの自治体では何地区ぐらいあるのか、それらについてちょっと参考にお聞きしたいと思います。

● 藤田議長 下重福祉課長。

● 下重福祉課長 答弁申し上げます。

管内の状況を正確には調べてございませんが、隣町の池田町の十勝いけだ地域医療センターにつきましては指定管理制度を導入されているというふうに認識しております。

● 藤田議長 大崎議員。

● 6 番大崎議員 今の説明で分かります、現状はですね。ただし、池田町については、これはもう何か月でありませぬ。数年かけてこれだけの地域医療センターの東京から関東からそれだけの働きかけをして、どうにかクリニックの建屋を改築し新築し、それらの条件を整えて現状に当たっているというふうに私は理解しています。したがって、本町の医療に関わる住民は極めて近間の地域医療センターにお世話になっているということも理解しております。しかし、指定管理者制度ということになりますと、それは正直言うと、予算的に従来の本町の医療あるいは関連の予算ではどうなのかという、まだ明確に私は捉えておりませぬけれども、それらについても相当の緊迫した予算というものと運営費というものが用立てしなければならないのではないのかなという想定をしているわけです。それらを把握しながら、それらについての体制を綿密に進行していかないとならないのではないのかなというところの大きな問題点と課題点を申し上げて、執行に当たることに対する考え方を改めて心に銘じていかなければ

ればならないのではないのかなという感じを取ります。したがって、新しい執行体制の中で、あと何か月しかありません。そういう体制の中で、ぜひとも慎重に期して進むための考え方をもう一度、先ほどの石田議員と同じようにお聞きしたいというふうに思います。町長の考え方です。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 お答え申し上げます。

医院の経費ですとか、今後につきましては、交渉先ともどうしても別のほうは今の医師に委託している部分というのを別にしまして、その交渉先にそれぞれその部分を当てまして、あとどういう形がよろしいのかというところを提案していただきながら現在話を進めているところでございます。

いずれにしましても、かかる経費というのはそんなに掛けていられないという部分と、それと退任する時期というのが迫ってきています。お尻は決まっているということになってございますので、その後、開設していただく時期というのを逆に言えば逆算しながらというところもあるものですから、ただいま鋭意取り進めております。

そういった意味も含めまして、中身の詳細がもう少し煮詰まりましたら議会のほうにも御報告しながらというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 先ほど担当課長から説明ありましたように捉えてないということですが、ぜひともその点については管内のを捉えていただきたいというふうに思いますし、それから何ゆえにこのような質問をするかという、本町においては今までの医療体制の運営に対してはハード面だとか、あるいはそれらに関連するものについてはオール町の財政で補填しているわけでありまして。したがって、看護師さん方のスタッフの住まいも当初あったものが今は町民に開放している。そういういきさつから、今後指定管理者制度をやると、それらのハード面も相当なウエイトを要されるのではないかな、要求されるのではないかなということ予測するから、このような質問をさせていただいているわけでありまして。

ドクターばかりではありません。ナースばかりではありません。ハード面に対しても相当な体制を構築してあげないと、準備をしてあげないといけないというところの感じ、思いが私自身も感じますので、それらについてもぜひともいろいろな角度から検討をしていただければと、このように思いますので、ひとつもう一言お願いします。

●藤田議長 按田町長。

●按田町長 議員御指摘のとおりだと思います。

これまでも医師が何年かして変わっていくような状況があったりですとか、当然最新の医療というか、そういった部分考えますと、機器も入替えだとか、そういった部分というのは必要になってくると思います。安定的な病院経営を続けていただくことという部分も考慮いたしますと、その辺含めましてしっかりと交渉先と話のほう詰めていかなければならないと、そのように思っています。その辺、しっかりと対応していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号豊頃町立大津診療所条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第32号

●藤田議長 日程第15 議案第32号物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第32号物品の取得についてを御説明申し上げます。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上であることから議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量、除雪ドーザ1台。

2、取得の目的、除雪ドーザの購入。

3、契約の金額、2,486万円、うち消費税等相当額226万円。

4、契約の方法、指名競争入札であり、5月27日に執行しております。

5、契約の相手方、帯広市西24条北1丁目3番地4、コマツ道東株式会社帯広支店、支店長、山口英明。

6、納入期限につきましては、令和3年11月30日までとなっております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

3時15分まで暫時休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時15分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 同意案第4号

●藤田議長 日程第16 同意案第4号豊頃町副町長の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 同意案第4号豊頃町副町長の選任についてでございます。

本案につきましては、現副町長の菅原裕一氏が令和3年6月19日で任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく地方自治法の規定に基づき同意を求めるものであります。

任期につきましては、令和3年6月20日から令和7年6月19日までといたします。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

暫時休憩します。

(議 場 閉 鎖)

午後 3時16分 休憩

午後 3時17分 再開

●藤田議長 再開します。

ただいまの出席議員は9名です。なお、本同意案は一般議事に当たるため、議長を除く8名による投票となります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番石田貢議員、2番小笠原茂人議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

●藤田議長 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない票及び賛否が明らかでない票については、会議規則第84条の規定によって、反対とみなす取扱いをします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

●藤田議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

●藤田議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長から議席番号と氏名を読み上げますので、投票記載所において投票用紙に賛成、反対を記載の上、順番に投票願います。

●山田事務局長 投票順を申し上げます。

1番石田貢議員。2番小笠原茂人議員。3番坂口尚示議員。4番岩井明議員。5番杉野好行議員。6番大崎英樹議員。7番大谷友則議員。8番中村純也議員。

●藤田議長 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

●藤田議長 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから、開票を行います。

石田貢議員、小笠原茂人議員は、開票の立会いをお願いします。

(石田貢議員、小笠原茂人議員が開票の立会いを行う)

(開 票)

●藤田議長 投票の結果を報告します。

投票総数8票。有効投票数8票。無効投票数ゼロ票。有効投票のうち、賛成7票、反対1票。

以上のとおり、賛成票が多数です。

したがって、同意案第4号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場出入口の開錠)

◎ 陳情の委員会付託

- 藤田議長 日程第17 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

- 山田事務局長 陳情文書表。

受理番号3。

受理年月日、令和3年5月7日。

件名、地方財政の充実・強化に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長 川崎勝巳。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号4。

受理年月日、令和3年5月7日。

件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長 川崎勝巳。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号5。

受理年月日、令和3年5月7日。

件名、2021年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長 川崎勝巳。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し審査することとします。

◎ 休会の議決

- 藤田議長 日程第18 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6月10日から同月16日までの7日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、6月10日から同月16日までの7日間、休会とすることに決定しました。

◎ 副町長再任挨拶

●藤田議長 次に、先ほど副町長に選任同意されました菅原副町長から、特に発言を求められておりますので、これを許します。

菅原副町長。

●菅原副町長 議長のお許しを頂きましたので、御挨拶をさせていただきます。

ただいま副町長の選任につきまして、御同意を賜り誠にありがとうございます。

2期目の重責として、改めて職責の重大さを痛感し、決意を新たにしております。私は豊頃の町民としていただいてから45年になりました。スタートは天津でお世話になり、地域の皆様から十勝川の河口、河口から豊頃十勝を展望するという大切な見方を教えていただき、今も感謝の気持ちであります。また、町職員として今日まで報徳のおしえが導く暮らしの在り方を学ばせていただき、安心・安全なまちづくりの職務遂行においては、親切に、公平に与えられた役割を果たせるよう努めてまいりました。

私はもとより微力であります。宮口町政を引き継ぎ発展させる按田町長の基本姿勢は、まず町民の皆さんと話をしてみる。そして、気持ちを一つに前進するということでもあります。一人一人を大切に、「やさしさと躍動のふれ愛タウン」実現を目指す按田町長の補佐役として、誠心誠意全力を尽くします。このため、職員が一丸となり、知恵を出し合い、その力が最大限発揮できるよう環境を整え、豊頃町の継続・発展のため努めてまいります。

今後とも町民の皆様はじめ議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 3時36分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 山 田 良 則 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員